

小動物分野における適切な獣医療の提供体制の
整備を図る上で留意すべき事項について

平成21年10月

獣医事審議会計画部会
小動物分野ワーキンググループ

はじめに

平成20年12月に開催した獣医事審議会計画部会において、今後新たな『獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針』（第3次基本方針）を定めるに当たり、留意すべき事項について、獣医療分野ごとに具体的に議論していく必要があるとされた。

このため、計画部会の下に、①産業動物分野、②小動物分野、③公務員分野及び④民間・研究分野の4分野のワーキンググループを設置し、第3次基本方針に盛り込むべき内容について検討することとなった。

小動物分野ワーキンググループは平成21年5月に設置され、計画部会の委員に加え、関係団体等の関係者の参加を求めて、小動物分野における獣医療の現状や課題等について、具体的かつ詳細に議論を行った。

本ワーキンググループでは3回にわたり、「小動物獣医療の現状と課題」、「対応すべき取組（早急に取り組むべき事項、中長期的視点で計画的に取り組むべき事項）」及び「その他留意事項」等について検討し、検討結果を「小動物分野における適切な獣医療の提供体制の整備を図る上で留意すべき事項」として取りまとめた。

I 本ワーキンググループの基本認識

1 獣医師の需給状況

本ワーキンググループでは、現在、新規獣医師の過半数が小動物分野を活動分野として選択しており、今後も新規獣医師が小動物分野に集中するという予測結果を考慮して検討した。

2 小動物獣医師の役割

本ワーキンググループでは、小動物獣医師は、飼育動物に対する診療手法・診療ニーズが多様化し、CT、MRIといった高度な診療機器や、腫瘍診断、がん治療等の特殊な技術・知識を使う、高度な獣医療技術の提供も飼育者から求められていることを考慮して検討した。

3 本ワーキンググループでは、新規獣医師が、小動物獣医師として必要な基礎技能を習得するとともに、多様な診療ニーズに対応するため、小動物獣医師に対する研修体制の充実が必要であることを確認した。

- 4 本ワーキンググループでは、多様で高度な獣医療の提供を図っていく上で、動物看護職等パラメディカル専門職（以下「動物看護職等」という。）の必要性が高まると予測し、検討した。

Ⅱ 現状と課題

1 現状の評価

- （１）平成20年12月時点での獣医師法第22条の規定に基づく届出状況によれば、小動物獣医師数は、12,913人（全体の約37%）となっている。近年、新規獣医師の約半数が小動物分野に就業している状況が続いており、平成6年の小動物獣医師数と比較すると約2倍に増加している。
- （２）国民生活の質の向上が求められる中、犬猫等の飼育動物に対する愛護思想の普及や飼育動物の位置付けの向上など、飼育者の飼育動物に対する意識が変化し、飼育者と飼育動物が、より緊密な関係となっている。その結果、屋内飼育など飼育動物の生活環境も変化し、飼育動物の寿命が延び、罹患する疾病も複雑になり、多様で高度な獣医療に対する飼育者の需要が高まってきている。
- （３）小動物獣医師による獣医療過誤や飼育者とのトラブル等が増加傾向にあり、それらを防止するための具体的な対策が求められている。
- （４）動物看護職等の必要性は社会的に認識されつつあるものの、処遇等の労働条件が悪いことから早期離職が多くみられ、動物看護職等の技術の維持・向上が妨げられている状況にある。

2 要因の分析

- （１）小動物獣医師による獣医療過誤や飼育者とのトラブル等の増加傾向の原因として、飼育者とのコミュニケーション能力の不足、獣医師の技能不足、職業倫理感の不足などが挙げられている。そ

の背景には、①大学教育及び卒後の臨床研修における教育不足、②小動物分野での卒後研修体制の整備の遅延、③それらに対する公的支援の不足など、小動物獣医師としての責任感や技術を養成するための十分な体制が整っていないことが考えられ、このため、小動物獣医師として必要な獣医療技術等を習得するための体系化された研修システムの整備が重要であるとの指摘がある。

また、小動物獣医療に関する照会等への行政の窓口が必ずしも明確でない場合があることや、照会等への対応が必ずしも十分でない場合があるなど、小動物獣医療に対する行政側の体制に検討すべき点があるとの指摘もある。

- (2) 動物看護職等の早期離職の要因としては、専門教育のレベルが必ずしも一定でなく、動物看護職等の地位や身分、処遇が不安定であり、一生の職業とすることが困難な状況にあることが挙げられる。

3 これまでの対策

- (1) 大学卒業後の臨床研修体制の整備

国は、臨床研修の実態を踏まえて、小動物臨床研修診療施設指定基準の見直しを行い、農林水産大臣が指定する臨床研修施設として現在1か所が指定されている。

- (2) 高度獣医療の導入・普及

国は、放射性同位元素を使用した腫瘍診断を行う核医学など高度な獣医療を提供するため、高度放射線診療体制の整備のための規則等の改正を行い、高度放射線診療技術の導入・普及を図っている。

- (3) 職業倫理教育等の実施

大学の求めに応じる形で、国や自治体は、獣医系大学の獣医学生を対象とした獣医師の責務等に関する出前講義を行っている。

Ⅲ 対応すべき取組

小動物分野における獣医療の提供については、質が高く、高度な獣医療を提供することが飼育者から求められている。

本ワーキンググループでは、この分野における獣医療の提供体制の整備を図るために、①小動物分野におけるトラブル等を防止するために必要な取組、②高度化する獣医療技術に対応するために必要な取組、③小動物分野の公益性等を主な論点として検討を行い、国、都道府県、獣医師が組織する団体、関係団体等が連携・協力しながら対応すべき取組について、次のとおり提言する。

Ⅲ-1 早急に取り組むべき事項

1 小動物獣医療の質の確保

飼育動物の国民生活における動物飼育への価値観の変化に伴い、飼育者が求める獣医療の内容は多様化し、医療分野と同様に高度な技術を飼育者が求めるようになってきている。それらの飼育者のニーズに応える技術を提供するとともに、獣医療トラブルの原因として挙げられている小動物獣医師の技能、職業倫理感やコミュニケーション能力の不足といった課題に対応するため、教育・研修体制の充実を図る必要がある。

(1) 大学教育における臨床実習等の充実

大学教育においては、獣医師として基礎的なものから高度な獣医療に関する知識を習得させるばかりではなく、実践的な獣医療技術を習得させる必要があるが、現状では臨床実習に必要な動物や施設等の確保の面で限界がある。また、職業倫理、ターミナルケア等を含む動物福祉や法令に関する知識については、現在の大学教育において教育機会が必ずしも十分ではない状況にある。このことは、獣医療過誤や飼育者とのトラブル等を引き起こす要因の一つと考えられる。

このため、より実践的な技術を習得できるよう、獣医学生に対

する臨床実習において実施可能な獣医療行為の範囲を明確にすることで、臨床実習の内容を充実させる必要がある。これにより、獣医学生を獣医療スタッフの一員として診療に携わらせる機会を与えることが可能となり、学生に獣医師としての責任を自覚させ、コミュニケーション能力や獣医療技術等のより効果的な習得が期待できる。このように、一定以上の知識や技術を持った獣医師を卒業させていくことは、卒後研修における診療技術の効果的な習得により獣医療の質の一層の向上が期待できるため、獣医師への信頼性の向上や社会的地位の向上にもつながるものと考えられる。

また、職業倫理、動物福祉や関係法令に関する知識や考え方を習得させるため、大学は、国や都道府県などの関係行政機関や獣医師が組織する団体と連携しつつ、獣医療や動物愛護に係る法令や獣医師としての責務等に関する学生への講義を充実・徹底させていく必要がある。

（２）職業倫理や動物福祉に関する知識や能力を養成するための臨床研修等の充実

卒後の臨床研修においては、診療に従事しようとする獣医師に対して、臨床研修プログラム・目標等を明確化し、実際の診療に必要な技術を身につけさせるとともに、実務上求められる職業倫理や動物福祉、法令遵守の重要性を再認識させる取組を行う必要がある。

その他、臨床研修以後も、獣医師が組織する団体において既に行われている先端獣医療学術研修や講習に加えて、定期的な倫理・法令遵守講習等の取組を実施していく必要がある。

（３）卒後研修の充実

小動物獣医師に対しては、最新の獣医療に関する知識と技術を習得させるための研修を充実させる必要がある。

(4) 専門医の育成の推進

現在、獣医師が組織する団体等においては、専門分野の臨床や研究を基に独自の資格制度を設け、さらに一般獣医師に向けた教育、普及といった取組を行っている。これらの取組は、獣医学の発展及び獣医療の質の向上に貢献するものと考えられるため、諸外国における専門医認定制度等を参考にし、獣医療分野における専門医制度の確立に向け、獣医師が組織する団体等の活動を強化する必要がある。

その際、専門医などによる高度な小動物獣医療を適切に提供できるよう、一次診療と二次診療が連携・協力して診療する体制の構築を併せて図ることが重要である

(5) 小動物獣医療トラブル等に対する監視・指導

増加傾向にある小動物獣医療のトラブル等に対する監視・指導を効果的に実施するとともに、その他、小動物獣医師からの各種照会に適切に対応するため、自治体や獣医師が組織する団体等は、小動物獣医療に係る対応・相談窓口を明確にするほか、消費生活センター等の苦情窓口との連携体制について検討する必要がある。また、国民生活センターの紛争解決窓口等の活用も有効ではないかと考える。

さらに、都道府県は、把握した情報を踏まえて行政上必要な指導を適切に実施するための人員の確保、関係部署との連携強化等の具体的な対策について検討する必要がある。

2 動物看護職等との連携

飼育者のニーズに対応した質の高い獣医療を提供するためには、獣医師と動物看護職等それぞれが専門職業人であるという認識を相互に深めて、互いの専門知識や技術を獣医療に生かすための連携・協力のあり方について、獣医師が組織する団体等を中心として検討することが必要である。

3 小動物獣医師の公益性に関する理解醸成

(1) 行政窓口の明確化等

飼育動物に由来する人獣共通感染症が発生した際には、早期に適切な措置を講じる必要があり、万一適切な措置が遅れた場合には、当該動物の飼育者に限らず、国民全体の健康に影響を与えるおそれがある。このため、国、都道府県や獣医師が組織する団体等は、行政の対応窓口や対処方法等の情報提供を行うとともに、飼育動物に由来する人獣共通感染症に関する診断体制及び連携体制に関する情報を小動物獣医師、飼育者及び国民に対して提供していく必要がある。

(2) 夜間・休日診療体制の充実等

飼育動物の保健衛生の向上、人獣共通感染症への迅速な対応等、適切な獣医療の提供に資するため、獣医師が組織する団体が中心となり、夜間・休日診療に取り組む診療体制の充実を図っていくことが必要である。

(3) 社会貢献への取組の拡充

自治体、獣医師が組織する団体、関係団体等が実施している動物愛護活動、動物福祉活動、学校施設での動物を介した情操教育活動や、病院、高齢者福祉施設等での動物介在活動等の社会福祉活動等、社会貢献への取組の拡充・連携を図るとともに、こういった公益活動について国民により一層理解を求めることが必要である。

Ⅲ-2 中長期的視点で計画的に取り組むべき事項

(1) 高度獣医療に対応した適切な臨床研修期間の検討等

近年、小動物獣医師が習得すべき知識や技術等が多様化していることから、飼育者のニーズに応じた獣医療を提供するため、最低限実施すべき臨床研修内容と適切な期間について検討することが重要である。

(2) 動物看護職等に必要な知識・技術水準の検討

現在、動物病院で働く動物看護職等に対しては、関係団体が独自の資格試験を実施するなどにより、臨床現場に必要な一定水準以上の知識や技術を習得させる独自の取組を行っている。質の高い獣医療を提供するために、重要な役割を果たしている動物看護職等の地位や身分を確立していくため、今後、まず、将来的な統一資格化に向け、現在関係団体が独自に定めている認定基準の平準化が図られる必要がある。このため、獣医療における動物看護職等に必要な教育内容及びそれを確立するための教育体制等について、獣医師が組織する団体、関係団体等を中心として検討していく必要がある。

また、近年の獣医学・技術の進歩、多様で高度な獣医療を提供するためには、動物看護職等との分業を進めるなど合理的な診療体制で臨むことが求められる。このため、動物看護職等が実施できる業務の範囲についても、教育の内容、教育体制、関係法令等を踏まえて検討していく必要がある。

IV その他留意事項

- 1 離島・中山間地域等の無獣医地域での獣医療提供体制の充実についても、今後検討していく必要がある。
- 2 今後、獣医師、診療施設等のホームページによる情報提供が増えると考えられる中、ホームページ情報の適切性の確保に向けて、獣医師が組織する団体等が中心となって、ホームページによる情報提供の指針の作成等を早急に検討する取組が必要である。
- 3 小動物獣医療においては、人用に承認された医薬品が使用されているが、医薬品が、より適切に使用されるよう、動物用の医薬品としての承認をすすめる取組を推進することが望ましい。

(小動物分野ワーキンググループ委員等名簿)

小野 憲一郎	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
神田 敏子	元全国消費者団体連絡会事務局長
藏内 勇夫	社団法人福岡県獣医師会会長
坂根 弘	ヒルズペットニュートリション アジアーパシフィック日本支社学術本部アソシエイトディレクター
佐々木 伸雄	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
鈴木 博	東京都家畜保健衛生所課長補佐
渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長
◎中川 秀樹	社団法人日本獣医師会副会長
兵藤 哲夫	社団法人日本動物福祉協会理事（中央環境審議会動物愛護部会委員）
細井戸 大成	社団法人日本獣医師会理事
望月 雅美	共立製薬株式会社 臨床微生物研究所長
森 裕司	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授（一般社団法人日本動物看護職協会会長）
山崎 恵子	ペット研究会「互」主宰
○山根 義久	社団法人日本獣医師会会長

◎：座長

○：座長代理

（敬称略、五十音順）